

岩手県監査委員告示第49号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年10月27日

岩手県監査委員 高 橋 元
岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成27年5月7日及び8日

(2) 本監査実施日 平成27年6月17日

3 監査結果の公表の日 平成27年8月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報償費及び旅費の支出に当たり、履行確認後又は旅行完了後相当期間経過してから支出しているものが8件、93,173円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	報償費及び旅費の支出については、マニュアルを作成して支払手順を職員に周知するとともに、職員相互のチェックを加え適正な事務の執行に努めることとした。